

機密性2情報
達 示 第 1 号
令 和 3 年 1 月 5 日

福岡拘置所長

「福岡拘置所自己契約作業実施細則」の制定について
標記について、別紙のとおり定め、本年12月28日から施行する。
なお、令和元年10月8日付け達示第60号「自己契約作業実施細則」の制定
について」は廃止する。

福岡拘置所自己契約作業実施細則

(目的等)

第1条 この細則は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(平成17年法律第50号。以下「法」という。)第39条の規定による福岡拘置所(小倉拘置支所を含む。)における自己契約作業の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

2 自己契約作業の事務処理等は、「被収容者の余暇活動の援助等に関する訓令」(平成18年法務省矯成訓第3325号大臣訓令)及び「被収容者の余暇活動の援助等に関する訓令の運用について」(平成18年法務省矯成第3326号矯正局長依命通達)に定めるところによるほか、この細則の定めるところによる。
(事務処理等の分掌)

第2条 自己契約作業に必要な事務処理等は、次の部門等が分掌して行うものとする。

(1) 処遇部門

自己契約作業の実施及び監督に関する事項

(2) 企画部門(指導担当)

ア 自己契約作業の許可、中止、停止、取消し及び変更に関する事項

イ 自己契約作業の契約に関する事項

ウ 自己契約作業の製素品の受払いに関する事項

エ 自己契約作業の技術指導に関する事項

オ 自己契約作業の報酬に関する事項(次号に掲げる会計課が分掌する事項を除く。)

(3) 会計課

自己契約作業の契約の相手方からの報酬の差入れの処理に関する事項

(相手方の選定)

第3条 自己契約作業の契約の相手方は、当所が指定する事業者等に限るものとし、既存の契約企業等から選定するものとする。

(自己契約作業の契約の相手方との協議)

第4条 自己契約作業を許す場合には、あらかじめ首席矯正処遇官(企画担当)(以下「企画首席」という。)は、自己契約作業の契約の相手方(以下「請負者」という。)から、報酬、提供物品、損害賠償、災害補償、その他必要な事項について聴取した上で、自己契約作業の実施に必要な事項について協議する。

(契約等)

第5条 自己契約作業は、契約書を取り交わすこととし、当該契約は、自己契約を許可された被収容者（以下「契約者」という。）から委任状（別紙様式1）を徴した上、企画首席を代理として請負者との間で契約書を取り交わすものとする。

2 契約者は、請負者から提供を受けた物品の保管及び契約上の事項について責任を負うものとする。

(適格者の決定等)

第6条 被収容者が、自己契約作業を願い出る場合は、「自己契約作業希望願」（別紙様式2）を提出させる。

2 自己契約作業希望願を提出した者については、処遇審査会において次条に定める許可基準により審査し、適格者を決定するものとする。

3 自己契約作業の取消し、取消し後の再申請、中止、停止及び変更については処遇審査会で審査の上、決定する。

(許可基準)

第7条 自己契約作業は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、許すものとする。

(1) 自己契約作業を行うことを許すことにより、当所の規律秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがないと認められること。

(2) 自己契約作業を行うことを許すことにより、矯正処遇として行わせる作業の作業量の確保に支障を生じるおそれがないこと。

(3) 自己契約作業を出願する者が、勤労意欲、能力その他の事情を考慮し、自己契約作業を行うことが可能であると見込まれる者であること。

(4) 自己契約作業を出願する者が受刑者である場合には、制限区分が第1種又は第2種に指定されていること。

(5) 自己契約作業を出願する者が懲役受刑者である場合には法第92条に規定する作業を、禁錮受刑者又は拘留受刑者である場合には法第93条に規定する作業を、それぞれ現に行っていること。

(6) 自己契約作業を出願する者が過去1年以内に作業拒否、作業の製素品の不正使用等の作業に関する反則行為により懲罰を科されていないこと。

(誓約等)

第8条 前条第1項の規定により適格者と決定された者には、「自己契約作業誓約

書」(別紙1-1)に掲げる事項を誓約させ、「同意書」(別紙1-2)を徴するとともに、「自己契約作業心得」(別紙2)を交付した上で、自己契約作業を行うことを許すものとする。

2 自己契約作業の中止、停止及び変更は、処遇上その他正当な理由がない限り認めない。

(取消し)

第9条 契約者が、次の各号の一に該当するときは、自己契約作業の許可を取り消すことができる。

- (1) 自己契約作業心得の4に掲げる禁止事項に違反したとき。
- (2) 故意に作業をしないとき。
- (3) 反則行為により懲罰(戒告を除く。)を科されたとき。
- (4) 休養等により自己契約作業を行うことができない期間が1月を超えたとき。
- (5) 材料の交付を受け、製品出荷の指示があっても製品を提出しないとき。
- (6) 不良品を多数出したとき。

2 契約事業者との間における作業量の確保に支障が生じ、自己契約作業の継続が困難となった場合には、自己契約作業の許可を取り消すものとする。

(取消し後の再出願)

第10条 前条第1項により自己契約作業の許可を取り消された者は、その日から起算して6月以上経過しなければ、再度、自己契約作業を行うことを出願することはできないものとする。

(中止)

第11条 契約者は、特別の事情が認められない限り、2週間以上前に中止日を記載した願箋を企画首席に提出しなければ、自ら自己契約作業を中止することはできないものとする。この場合においては、前条の規定を準用する。

(停止)

第12条 契約者が、休養、反則行為の調査等の事由から、自己契約作業を行わせることに支障があると認められる場合又は審査の申請、事実の申告、苦情の申出、告訴若しくは告発等の書面を作成するため、自己契約作業を行わせる十分な時間を確保できないと認められる場合には、当該事由がやむまでの間、自己契約作業を停止させることができるものとする。

2 契約者であって、通信教育等の受講のため、自己契約作業を一時停止する必要がある者が、その理由、期間等を記載した願箋を企画首席に提出した場合

には、相当と認める場合に限り、自己契約作業を停止することを許すものとする。

- 3 前項により、停止を許可された者は、現にある作業製品を完成させた後、通信教育等に取り組むものとする。

(実施時間)

第13条 自己契約作業を行う時間帯については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成18年法務省令第57号）第19条第2項各号に定める日以外の日において、受刑者にあつては、原則として午後6時から同8時までの余暇に充てられるべき時間帯とする。受刑者以外の他の被収容者にあつては原則として午前8時20分から午後3時30分までの間において、食事その他の起居動作をすべき時間帯以外の時間帯とする。

- 2 教育行事等の実施上必要があるときは、自己契約作業は実施させず、教育行事等を優先するものとする。

(実施場所)

第14条 自己契約作業を行う場所は、自己の居室とする。

(自己契約作業における作業指導等)

第15条 契約者が、自己契約作業の技術指導、請負者との連絡調整その他自己契約作業の実施に関する事項について援助を申し出た場合において、必要と認められるときは、企画部門（指導担当）の職員がこれに当たるものとする。

(器具類の貸与及び保管)

第16条 自己契約作業に必要な器具類については、請負者が提供するものを使用させるものとする。ただし、相当と認める場合には、当所の作業用品である備品、器具等を貸与し、使用させることができる。

- 2 前項の器具類の品目及び点数については、自己契約作業の内容及び手順等に応じて、別にこれを定める。

- 3 自己契約作業を行う時間帯以外における製素品、器具類等の保管については、別に定めた場所とする。

(破損等が生じた器具類の交換)

第17条 契約者に貸与する器具類が破損し、又は消耗した場合には、居室担当職員を通じて企画部門（指導担当）職員に当該器具類を提出させ、交換を行うものとする。

(製素品の管理)

第18条 作業材料及び製品の受払並びに報酬の出納を明らかにするために、居室担当職員は「自己契約作業材料及び製品受払票(別紙3)」を作成し、確認した作業材料及び製品の受払数量を記載して契約者に署名又は指印をさせ、職員は確認欄に✓をするものとする。

(報酬の手続)

第19条 契約者に対する報酬は、企画部門(指導担当)職員が毎月末に当月分の仕上高を集計し、請負者に支払うべき金額を通知するものとする。

2 前項の報酬は、請負者から契約者に差入れさせるものとする。

3 契約者が、釈放、移送、その他特別の事由により当該月の中途において、自己契約作業を終了し、又は中止した場合には、当月分の仕上高の集計、報酬金額の通知及び報酬の差入れは、前項の規定にかかわらず、その都度行うものとする。

4 第9条の規定により自己契約作業の許可を取り消し、又は第12条の規定により自己契約作業を停止したときの半製品については、報酬の計算を行わないものとする。

(支所における取扱い)

第20条 小倉拘置支所における自己契約作業の実施については、この細則の定めるところに準じて行うものとする。

自己契約作業誓約書

この度、自己契約作業を許可されましたので、これを行うに当たり、次の事項を守ることを誓約します。

- 1 自己契約作業実施心得に従い、誠意をもって作業に従事いたします。
- 2 業者からの提供物品は丁寧に扱い、傷つけたり紛失したりすることのないよう十分注意いたします。
- 3 自己契約作業中は、他の者に迷惑を掛けるようなことはいたしません。

令和 年 月 日

福岡拘置所長 殿

称呼番号 第 番

氏 名

同意書

私は、自己契約作業のため、私自身の自由な意思の下で、契約締結上必要な私の氏名等の個人情報が契約相手方である(例) ●●●

株式会社代表取締役 ■■■■に開示されることに同意します。

令和 年 月 日

福岡拘置所長 殿

称呼番号 第 番

氏 名

じ こ けい や く さ ぎ よ う こ こ ろ え
自 己 契 約 作 業 心 得

ふ く お か こ う ち し ょ
福 岡 拘 置 所

自己契約作業じ こけいやくさぎょうについての正しい認識ただ にんしき もを持ってもらうために、この冊子さっし つくを作りました。

これをよく読んで、自己契約作業じ こけいやくさぎょうの意義いぎを十分理解じゅうぶんりかいし、この作業心得さぎょうこころえに沿って、確実にかくじつな作業さぎょうを行おこなってください。

『自己契約作業の意義等』

自己契約作業じ こけいやくさぎょうとは、余暇時間よ か じかん（受刑者じゅけいしやにあつては余暇よ か あに充てられるべき時間帯じかんたいをい
い、受刑者以外じゅけいしやいがいの被収容者ひしゅうようしやにあつては食事しょくじ、就寝しゅうしんその他の起居動作た ききどうさをすべき時間帯じかんたい
以外いがいの時間帯じかんたいをいう。）において、刑事施設けいじしせつがより良い余暇活動よ かかつどうの援助等えんじょうを行おこなうこと
を目的もくてきに設けられた制度もうです。受刑者じゅけいしやの就業日しゅうぎょうびの定められた時間帯さだにおいて、刑事けいじ
施設しせつの長ちょうが指定する外部していの事業者がいぶとの契約じぎょうしやに基づいて、自己じ このために実施する作業じっし
の事をいいます。

自己契約作業じ こけいやくさぎょうについては、出願しゅつがんしたからといってすべての対象者たいしょうしやが許可きよかになるも
のではありません。この作業さぎょうを許可する上での慎重な審査きよかを行うい、適格者うえが選定しんちようされ
れますので、あなたは多数たすうの被収容者ひしゅうようしやの中から選ばれて、自己契約作業じ こけいやくさぎょうに就くことが
できたということじかくを自覚じかくし、この「自己契約作業心得じ こけいやくさぎょうこころえ」を確実にかくじつ守まもってください。

『自己契約作業心得』

1 作業実施時間帯

作業の実施は平日（受刑者が作業を行わない日を除く。）とし、受刑者にあつては午後6時から午後8時までの余暇時間、受刑者以外の被収容者にあつては、余暇時間のうち原則として午前8時20分から午後3時30分までの間とします。

2 作業実施場所

自己の居室とします。

3 報酬の手続

報酬は、原則として1月単位で契約事業者から差し入れられ、領置金に組み込まれます。

4 禁止事項

自己契約作業を実施するに当たって、次の行為を禁止します。

- (1) 定められた日及び実施時間帯以外に、自己契約作業を行うこと。
- (2) 正当な理由なく、教化上の行事等に参加せず、自己契約作業を行うこと。
- (3) 自己契約作業の材料又は器具類を他の用途に使用すること。
- (4) 同室者に自己契約作業を手伝わせること。

5 自己契約作業の停止及び中止

正当な理由があるときには、自己契約作業を一定の期間、停止することができます。停止の必要が生じた際には、担当職員に申し出てください。ただし、停止の期間は1月以内とします。

また、2週間以上前に願箋を提出することにより、自己契約作業を中止することができます。ただし、一度中止した者は、少なくとも6か月間は自己契約作業を再開することができません。

6 自己契約作業の取消し

次の事項に該当するときには、自己契約作業の許可が取り消されることがあります。

- (1) 自己契約作業心得の禁止事項に違反したとき。
- (2) 故意に作業をしないとき。
- (3) 反則行為により懲罰（戒告を除く。）を科されたとき。
- (4) 休養等により自己契約作業を行うことができない期間が1月を超えたとき。
- (5) 材料の交付を受け、製品出荷の指示を受けても製品を提出しないとき。
- (6) 不良品を多数出したとき。
- (7) 契約事業者との間における作業量の確保に支障を生じ、自己契約作業の

けいぞく こんなん
継続が困難となったとき。

7 損害の賠償

あなたのふちゆういによって、さぎょうざいりょう きぐるい そんしょう あた
あなたの不注意によって、作業材料、器具類に損傷を与えたり、紛失したり、

ふりょうせいひん つく ばあい りょうちきんまた さぎょうほうしょうきん ばいしょう
不良製品を作ったりした場合には、領置金又は作業報奨金によって賠償しな
ければならないことがあります。

様式1

委任状

年 月 日

福岡拘置所長 殿

称呼番号 第 号

氏名

自己契約作業における次の事項については、首席矯正処遇官（企画担当）に委任します。

- 1 契約の相手方及び作業業種に関する事項
- 2 契約単価に関する事項
- 3 作業材料の搬入、製品の搬出に関する事項
- 4 仕上高の計算・報酬の請求及び受取りに関する事項

様式2

自己契約作業希望願

年 月 日

福 岡 拘 置 所 長 殿

称呼番号 第 号

氏名

別に定められた自己契約作業就労条件や、決まりを承諾の上、自己契約作業を希望します。